

(別紙1)

## 親事業者の遵守すべき事項

下請取引を行うに当たって、親事業者は、下請代金支払遅延等防止法（以下「法」という。）に従い、下記事項を遵守しなければならない。

### 記

#### 1 書面（注文書）の交付及び書類の作成・保存義務

下請事業者に物品の製造や修理、情報成果物の作成又は役務提供を委託する場合、直ちに注文の内容、下請代金の額、支払期日、支払方法等を明記した書面（注文書）を下請事業者に交付するとともに、注文の内容、物品等の受領日、下請代金の額、支払日等を記載した書類を作成し、これを2年間保存しなければならない。（法第3条・第5条）

#### 2 下請代金の支払期日を定める義務及び遅延利息の支払義務

下請代金の支払期日は、親事業者が下請事業者から物品等を受領した日から60日以内において、かつ、できる限り短い期間内に定めなければならない。（法第2条の2）

また、支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者から物品等を受領した日から起算して60日を経過した日から支払をするまでの期間について、その日数に応じ、未払金額に年利14.6パーセントを乗じた額を遅延利息として支払わなければならない。（法第4条の2）

#### 3 受領拒否の禁止

納品された物品等が注文どおりでなかった場合等を除いて、注文した物品等の受領を拒んではならない。（法第4条第1項第1号）

#### 4 下請代金の支払遅延の禁止

支払期日の経過後なお下請代金を支払わないこと、すなわち下請代金の支払を遅延させてはならない。（法第4条第1項第2号）

受け取った物品等の社内検査が済んでいないことや社内の事務処理の遅れを理由に下請代金の支払を遅延させてはならない。

#### 5 下請代金の減額の禁止

下請事業者に責任がないのに、下請代金を減額してはならない。（法第4条第1項第3号）減額の名目、方法、金額の多少、下請事業者との合意の有無を問わない。単

価の改定（引下げ）について合意した場合は、新しい単価が決まった日以降の注文からこれを適用しなければならない（合意前に既に発注されているものにまで新単価を遡及適用してはならない。）。

手形払を下請事業者の希望により一時的に現金払にした場合に、その事務手数料として、下請代金の額から自社の短期調達金利相当額を超える額を減じてはならない。

## 6 返品禁止

取引先からのキャンセルや販売の見込み違い等、下請事業者には責任がないのに、下請事業者から物品等を受領した後、下請事業者はその物品等を引き取らせてはならない。（法第4条第1項第4号）

## 7 買いたたきの禁止

同種、類似の委託取引の場合に通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を不当に定めてはならない。（法第4条第1項第5号）

一部の部品等の単価が通常対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず、主要な部品等について一律に一定率引き下げた単価で下請代金の額を定めてはならない。

多量の発注をすることを前提として下請事業者に見積りをさせ、（この見積価格を少量発注する場合に適用すれば通常対価を大幅に下回ることになるにもかかわらず）その見積価格の単価を少量の発注しかしない場合の単価として下請代金の額を定めてはならない。

（注）買いたたきの事例等を解説した「ポイント解説 下請法」も御参照ください。

公正取引委員会又は中小企業ホームページ（<http://www.jftc.go.jp> 又は [http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaikedaikin\\_guide.htm](http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/torihiki/070713shitaikedaikin_guide.htm)）からダウンロード可能

## 8 物の購入強制・役務の利用強制の禁止

正当な理由なくして、自社製品、手持余剰材料その他自己の指定する物を下請事業者には強制して購入させたり、役務を強制して利用させてはならない。（法第4条第1項第6号）

## 9 報復措置の禁止

下請事業者が親事業者の違反行為について公正取引委員会又は中小企業庁に知らせたことを理由として、取引の数量を減じたり、取引を停止する等の不利益な取扱いをしてはならない。（法第4条第1項第7号）

## 10 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止

親事業者が原材料等を有償で支給した場合に、この原材料等を用いて下請事業者が製造又は修理した物品の下請代金の支払期日より早い時期に、この原材料等の代金を

支払わせたり、下請代金から控除してはならない。(法第4条第2項第1号)

#### 1.1 割引困難な手形の交付の禁止

下請代金の支払につき、下請代金の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難であると認められる手形を交付することにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。(法第4条第2項第2号)

手形期間は、原則として、繊維業にあつては90日以内、繊維業以外の業種にあつては120日以内とされている。(通達：41公取下第169号及び第233号、41企庁第339号及び第467号)

#### 1.2 不当な経済上の利益の提供要請の禁止

下請事業者に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。(法第4条第2項第3号)

#### 1.3 不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

下請事業者に責任がないのに、発注内容の変更を行い、又は下請事業者から物品等を受領した後(役務提供委託の場合は役務の提供後)にやり直しをさせることにより、下請事業者の利益を不当に害してはならない。(法第4条第2項第4号)

(別紙2)

〔相談窓口〕

機 関 名	〒	住 所	電 話 番 号
公正取引委員会事務総局 経済取引局取引部企業取引課	100- 8987	千代田区霞が関1-1-1 中央合同庁舎第6号館B棟	03-3581-3373(直)
北海道事務所下請課	060- 0042	札幌市中央区大通西12 札幌第3合同庁舎	011-231-6300(代)
東北事務所取引課	980- 0014	仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎	022-225-7095(代)
中部事務所下請課	460- 0001	名古屋市中区三の丸2-5-1 名古屋合同庁舎第2号館	052-961-9424(直)
近畿中国四国事務所下請課	540- 0008	大阪市中央区大手前4-1-76 大阪合同庁舎第4号館	06-6941-2176(直)
近畿中国四国事務所 中国支所取引課	730- 0012	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第4号館	082-228-1501(代)
近畿中国四国事務所 四国支所取引課	760- 0068	高松市松島町1-17-33 高松第2地方合同庁舎	087-834-1441(代)
九州事務所下請課	812- 0013	福岡市博多区博多駅東2-10-7 福岡第2合同庁舎別館	092-431-6032(直)
内閣府沖縄総合事務局 総務部公正取引室	900- 8530	那覇市前島2-21-13 ふそうビル	098-863-2243(直)
中小企業庁 事業環境部取引課	100- 8912	千代田区霞が関1-3-1	03-3501-1669(直)
北海道経済産業局 産業部中小企業課	060- 0808	札幌市北区北8条西2丁目1-1 札幌第1合同庁舎	011-709-1783(直)
東北経済産業局 産業部中小企業課	980- 8403	仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎	022-222-2425(直)
関東経済産業局 産業部中小企業課	330- 9715	さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館	048-600-0325(直)
中部経済産業局 産業部中小企業課	460- 8510	名古屋市中区三の丸2-5-2	052-951-2748(直)
近畿経済産業局 産業部中小企業課	540- 8535	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館	06-6966-6023(直)
中国経済産業局 産業部中小企業課	730- 8531	広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎第二号館	082-224-5661(直)
四国経済産業局 産業部中小企業課	760- 8512	高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎	087-811-8529(直)
九州経済産業局 産業部中小企業課	812- 8546	福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎	092-482-5450(直)
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	900- 8530	那覇市前島2-21-7 カサセン沖縄ビル	098-862-1452(直)